

土壌及び地下水の汚染に関する規制のあり方について

(答 申)

平成２３年９月６日

名古屋市環境審議会

目 次

1	はじめに	1
2	現状と課題	2
(1)	現状	2
ア	調査結果の報告	
イ	対策	
ウ	情報の提供	
(2)	課題	3
ア	汚染状況に応じた合理的な対策の推進	
イ	自主調査への対応	
ウ	搬出される汚染土壌の適正処理の確保	
エ	情報の収集・整理・保管・提供の推進	
3	土壌及び地下水の汚染に関する規制のあり方について	7
(1)	汚染状況に応じた合理的な対策の推進	7
ア	人の健康及び生活環境に係る被害の防止	
イ	必要な対策の明確化	
(2)	自主調査への対応	8
(3)	搬出される汚染土壌の適正処理の確保	8
(4)	情報の収集・整理・保管・提供の推進	8
ア	適時適切な情報の提供	
イ	市域の地質的特徴等に関する情報の収集・整理	
(5)	その他	9

参考資料

1	土壌及び地下水の汚染に関する規制、地球温暖化対策計画書 制度及び環境影響評価制度のあり方について（諮問）	1 1
2	土壌及び地下水汚染規制部会委員名簿	1 3
3	審議経過	1 4
4	中間とりまとめに対するご意見と部会の考え方	1 5
5	名古屋市域における土壌及び地下水の汚染に係る規制の概要 について	2 4
6	土壌及び地下水の汚染に係る制度と施行状況	2 6
7	用語説明	3 4

1 はじめに

名古屋市（以下「市」という。）では、平成１５年１０月に市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成１５年名古屋市条例第１５号。以下「市条例」という。）を施行し、同年２月に施行された土壤汚染対策法（平成１４年法律第５３号。以下「法」という。）とともに土壤及び地下水汚染対策を推進している。

法、市条例施行以後、法や市条例に基づかない自主的な調査により汚染が数多く判明しており、また、平成２２年４月の法の改正施行により、法と市条例が求めている対応に差が生じているなど、新たな課題が顕在化している。これらの課題について、市では、現在行政指導で対応している状況にある。

こうしたことから、「土壤及び地下水の汚染に関する規制のあり方について」として、平成２３年１月２１日に名古屋市長から本審議会に諮問があり、この調査審議を土壤及び地下水汚染規制部会（以下「部会」という。）に付議した。

また、国においては、国民の健康及び生活環境への影響を防止し、将来にわたって地下水の良好な水質を維持・保全する観点から、地下水汚染の未然防止対策の強化について検討が進められ、平成２３年６月、水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成２３年法律第７１号）が公布された。

部会においては、このような社会状況も踏まえ、調査審議を行うとともに、市民等からの意見募集を行い、報告書を取りまとめた。

本審議会では、この報告を踏まえ調査審議を行い、その結果、次のとおりとすることが適当との結論を得たので、ここに答申する。

2 現状と課題

市条例の施行から約8年が経過したこと、また法が改正されたことによる市の土壌及び地下水の汚染に関する規制の課題は次のとおりである。

(1) 現状

ア 調査結果の報告

平成15年4月から平成23年3月末までに、市に報告された土壌・地下水汚染件数は、累計で340件あった。

調査契機別の内訳では、法に基づくものが7%（25件）、市条例及び旧名古屋市土壌汚染対策指導要綱（平成11年名古屋市告示第106号。以下「要綱」という。）に基づくものが38%（129件）、自主的に調査・報告されたものが55%（186件※¹）となっており、自主調査による汚染報告件数が最も多い。

※1 改正後の土壌汚染対策法（以下「改正法」という。）第14条に基づく申請は0件

イ 対策

これらの報告において実施された土壌・地下水汚染対策※²を見ると、掘削除去が51%（216件）と最も多く、次いで地下水の水質測定15%（64件）、地下水揚水12%（50件）、舗装8%（34件）、その他14%（57件）の順となる。

このうち、掘削除去が講じられた事例の調査契機別内訳は、法に基づくものが12件、条例及び要綱に基づくものが77件、自主的に調査・報告されたものが127件である。

また、掘削除去などに伴い搬出された汚染土壌の量を見ると、市条例及び要綱に基づくものが５８％（３６０，４１０ｔ）と最も多く、次いで自主的に調査・報告されたものが３９％（２４０，７３９ｔ）、法に基づくものが３％（２０，７０２ｔ）の順となる。

※２ 汚染が判明した１事例につき、複数の対策が講じられた場合は対策の種類ごとに計上

ウ 情報の提供

市では、「土壌汚染等の報告に係る公表等に関する指針」に基づき、土壌・地下水汚染が報告されたすべての事例を公表している。また、法の区域台帳とは別に区ごとの台帳を作成し、閲覧に供するとともにホームページに掲載している。

（２）課題

ア 汚染状況に応じた合理的な対策の推進

改正法では、調査結果が報告された時点における健康被害のおそれの有無に応じて、要措置区域又は形質変更時要届出区域（以下「規制対象区域」という。）に区分して指定する規定が設けられた。

健康被害のおそれがある場合には、要措置区域に指定され、土地所有者等に対し、汚染の状況に応じた「汚染の除去等の措置」が市長から指示されることとなる。一方、健康被害のおそれがない場合には、形質変更時要届出区域に指定され、「汚染の除去等の措置」は不要となる。

現在の市条例では、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることを防止するため、報告時点での健康被害のおそれの有無に関わらず、

市条例に基づく調査により汚染が判明したすべての土地に対して、汚染の拡散を防止するための措置（以下「汚染拡散防止措置」という。）の実施を義務付けている。

しかし、法の適用を受けた土地は市条例の適用が除外されているため、形質変更時要届出区域では対策の実施を担保する規定がない。

現在、市では、形質変更時要届出区域に指定された場合も汚染拡散防止措置と同等の対策を行政指導しているが、適切な対策がとられない場合は地下水汚染が周辺地域へ拡大するおそれがある。

さらに、形質変更時要届出区域と公共用水域が近接しており、地下水基準の10倍を超えるような高濃度の汚染地下水がゆう出する場合は、河川、海域の水質汚濁につながるおそれもある。

市に汚染が報告された事例では、砒素、ふっ素、鉛といった重金属等が多く、汚染の程度が土壌溶出量基準の10倍を超える割合も低いことから、自然由来や埋立て用材料由来の基準不適合土壌・地下水が同質な状態で広がっていると推定され、一定の区画のみを封じ込めたとしてもその効果の発現を期待することができない場合がある。また、沿岸部など土地の利用形態から、将来的にも地下水の飲用が見込めない土地で汚染が判明する場合もあり、調査が実施された土地で講じる対策の実効性が不明瞭となる場合もある。

イ 自主調査への対応

法、市条例施行以後、土地の売買や資産評価等に伴い、法や市条例に基づかない自主的な土壌・地下水汚染調査（自主調査）が多く実施されるようになった。その結果、土壌・地下水の汚染が判明し、毎年多数が市に報告されている。

改正法では、自主調査により土壌汚染が判明した場合、土地所有者等の任意の申請により、法の適用を受けることができる規定が設けられた。

また、愛知県においても、平成22年10月には、県民の生活環境の保全等に関する条例（平成15年愛知県条例第7号。以下「県条例」という。）が改正され、自主調査により土壌・地下水の汚染が判明した場合における、調査を行った者に対する報告の努力義務及びそれに対する知事の助言に関する規定が設けられた。現在、これと同等の規定が市条例にはないことから、この規定については市域においても適用されることとなった。

しかし、改正法の施行から1年以上経った現在においても、市域において自主調査の申請制度は活用されていない。また、自主報告について県条例の適用を受けるものの、それは、「助言」といった形での行政の関与に留まり、その後の対策や汚染土壌の搬出に係る明確な規定は設けられていない。

現在、市では、自主調査を行った者に対して、市条例で義務付けられた調査を行った場合と同等の対応を行政指導しているが、適切な対応がとられない場合は健康被害につながるおそれがある。

市に自主調査結果が報告された事例で講じられた対策は、掘削除去が最も多い。掘削除去では汚染土壌の搬出を伴う場合が多いため、搬出された汚染土壌が適正に処理されない場合は、新たな場所において土壌・地下水汚染を生じるおそれがある。また、対策費用の面から見ても、掘削除去に係る経費は、土地所有者等にとって大きな負担になっていると考えられる。

ウ 搬出される汚染土壌の適正処理の確保

汚染土壌の搬出は、対策として掘削除去が講じられた場合などに多く行われている。

改正法では、規制対象区域から土壌が搬出される場合の運搬、保管、処分に関する基準や管理票による確認等の規定を設け、搬出される汚染土壌の適正な運搬・処理を確保している。

しかし、この規制を受ける土壌は、法の規制対象区域から搬出されるものに限られるため、市域で汚染が判明している事例のほとんどに對しては適用されない。

現在、市では、法規制対象外（市条例・自主）の汚染土壌の搬出については、法と同等の処理を行政指導しているが、適正な処理がされない場合は汚染の拡散をもたらし、新たな場所において土壌・地下水汚染を発生させるおそれがある。

エ 情報の収集・整理・保管・提供の推進

市では、土壌・地下水汚染が報告された場合、周辺の地域住民へ無用な不安や不信感を与えないよう、報告者に周辺住民に対する情報提供を指導するとともに、自らも情報の提供に努めている。

しかし、報告件数の増加に伴い、調査結果報告以後の対策の進捗状況や講じられた対策の効果に関する、市民へのわかりやすい情報提供が難しくなっている。

また、報告された調査結果の累積や市で実施している地下水水質調査により、市域において、自然由来や埋立て用材料由来の基準不適合土壌・地下水の存在が推察されるものの、これらの情報の整理・解析が十分にできていない。

3 土壌及び地下水の汚染に関する規制のあり方について

(1) 汚染状況に応じた合理的な対策の推進

ア 人の健康及び生活環境に係る被害の防止

市域においては、上水道の整備が進んでいる一方で、貴重な淡水資源として、依然として地下水が利用されている。

したがって、健康被害を防止するとともに、地下水汚染の拡大による地下水の利用目的の制限あるいは利用する際の浄化等の費用の発生等、生活環境に係る被害を防止するため、原則として、土壌・地下水汚染が報告されたすべての土地に対し、対策を求める必要がある。

また、公共用水域へ高濃度の汚染地下水のゆう出が懸念される場合にも、水質環境保全の観点から対策を求める必要がある。

イ 必要な対策の明確化

法、市条例、自主調査のいずれの調査契機であっても、自然由来や埋立て用材料由来により基準に適合しない場合や、沿岸部など土地の利用形態から将来的にも地下水の飲用が見込めない土地で汚染が判明する場合では、調査が実施された土地で講ずる対策の実効性が不明瞭となる。つまり、汚染の由来や地域特性を考慮せず一律に対策を求めることは、土地所有者等に必要以上の負担を強いるとともに公平性を欠くことにつながる。

そのため、過剰な対策とならないよう、汚染が判明した土地を、人の健康及び生活環境に係る被害が生ずるおそれや汚染の由来等に応じた区域に分類し、必要な対策を明確化するなど、合理的な対策を推進する必要がある。

(2) 自主調査への対応

法や市条例に基づかない自主調査の実施は、土壌・地下水汚染の情報収集の観点からも今後とも促進されるべきである。

しかし、基準に適合しない場合の有害物質による人への健康リスクは、自主調査であっても同じであることから、健康被害を防止するため、対策の実施や搬出される汚染土壌の適正処理、市民への情報提供が担保されるよう、行政の関与を明確化する必要がある。

したがって、自主的な調査であっても、汚染が判明した場合には市への報告を義務付け、市条例に基づく対応を求める制度が必要である。

なお、この場合、市条例において汚染状況に応じた合理的な対策が明示されることで、過剰な対策（掘削除去）の実施を抑制する効果が期待される。

(3) 搬出される汚染土壌の適正処理の確保

汚染土壌の不適正な処理による新たな土壌・地下水汚染を防止するため、市条例に基づく調査や自主調査で判明した汚染土壌が搬出される場合についても、法に準じた規制（運搬、保管、処分に関する基準や管理票による確認の制度）を設ける必要がある。

(4) 情報の収集・整理・保管・提供の推進

ア 適時適切な情報の提供

汚染に対する市民の安心・安全を確保するため、汚染の報告から対策が完了するまでの状況や経過がわかるような、わかりやすい情報提供及びそれを担保するための仕組みづくりが必要である。

また、汚染の由来や、地域特性に応じた合理的な対策の推進を図る中で、調査が実施された土地での対策が不要となった場合は、周辺の土地で地下水を飲用しないなど、地下水を利用する側での対応が必要となる場合も考えられる。そのため、市民の健康被害の防止といった観点からも、適時適切な情報の提供が必要である。

なお、利便性の観点から、情報の収集、整理、保管、提供に関しては、電子データを活用することが望ましい。

イ 市域の地質的特徴等に関する情報の収集・整理

市域における自然由来や埋立て用材料由来の基準不適合土壌・地下水の分布に関する情報、井戸の分布や地下水の飲用の有無に関する情報など、合理的な対策を推進するうえで活用が予想される情報の収集・整理が必要である。また、法においても、平成23年7月の施行規則の一部改正により、形質変更時要届出区域のうち自然由来特例区域、埋立地特例区域及び埋立地管理区域の設定等が新たに規定されており、法・市条例の円滑施行のためにも、早急に取り組むべきである。

(5) その他

対策の実施主体については、人の健康及び生活環境に係る被害の発生防止についての責任や土地の管理状態の変更に関する権限を有するとともに、将来的な土地利用方法を考慮しうる土地所有者等となることが適当である。

ただし、公平の観点から、土地所有者等の申出等に基づき、汚染原因者が判明する場合であって、汚染原因者が対策を実施することについて土地所有者等に異議がない場合には、汚染原因者を対策の実施主

体とすることが適当である。

届出手続きを明解にするため、3,000m²以上の土地の形質の変更を行う場合の届出や汚染土壌処理業の許可の申請に係る生活環境影響調査の実施など、法や県条例との用語や適用関係の整理を図る必要がある。

また、土壌・地下水汚染による人の健康及び生活環境に係る被害を防止するため、法、市条例に基づく汚染対策とあわせ、平成23年6月に改正された水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）に基づく未然防止対策を推進していく必要がある。

参 考 資 料



22 環 推 第 56 号
平成 23 年 1 月 21 日

名古屋市環境審議会
会長 松田 仁樹 様

名古屋市長 河村 たかし



土壌及び地下水の汚染に関する規制、地球温暖化対策計画書制度
及び環境影響評価制度のあり方について（諮問）

見出しのことについて、名古屋市環境審議会に意見を求めます。

1 土壌及び地下水の汚染に関する規制のあり方について

本市では、平成 15 年 10 月に市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成 15 年名古屋市条例第 15 号）を施行し、同年 2 月に施行された土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）とともに土壌及び地下水汚染対策を推進してまいりました。

現在では、法や条例に基づかない自主的な調査により汚染が数多く判明しており、また、平成 22 年 4 月の法の改正施行により、法と条例が求めている対応に差が生じているなど、新たな課題が顕在化してまいりました。

そこで、名古屋市環境基本条例（平成 8 年名古屋市条例第 6 号）第 26 条の規定により、土壌及び地下水の汚染に関する規制のあり方について、貴審議会の意見を求めます。

2 地球温暖化対策計画書制度のあり方について

本市では、市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成 15 年名古屋市条例第 15 号）に基づき、平成 16 年 4 月に地球温暖化対策計画書制度を施行し、一定規模以上の事業所を対象に、事業活動における自主的な地球温暖化対策の促進に努めてまいりました。

制度施行から 6 年が経過し、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）及び地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）の改正と低炭素都市 2050 なごや戦略の策定に伴い、制度の実効性を高めるための見直しが求められています。

そこで、名古屋市環境基本条例（平成 8 年名古屋市条例第 6 号）第 26 条

の規定により、今後の地球温暖化対策計画書制度のあり方について、貴審議会の意見を求めます。

3 環境影響評価制度のあり方について

本市では、平成 11 年 6 月に名古屋市環境影響評価条例（平成 10 年名古屋市条例第 40 号）を施行し、事業の実施に伴う環境影響についてあらかじめ調査、予測等を行う制度の運用を通じ、事業者の適正な環境配慮の確保に努めてまいりました。

現在、国においては環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）の改正が予定されていること等この間の動向を踏まえるとともに、低炭素都市づくり、生物多様性の保全、水の環復活など幅広い環境問題に対応するため、現行制度を点検・評価し、見直しを行う必要が生じてまいりました。

そこで、名古屋市環境基本条例（平成 8 年名古屋市条例第 6 号）第 26 条の規定により、今後の環境影響評価制度のあり方について、貴審議会の意見を求めます。

土壌及び地下水汚染規制部会委員名簿

	氏 名	役 職 等
環境審議会委員	だいとう けんじ 大東 憲二 (部会長)	大同大学工学部都市環境デザイン学科教授
	うちかわ しやういち 内川 尚一	名古屋商工会議所 理事・企画振興部長
	かみじま みちひろ 上島 通浩	名古屋市立大学大学院医学研究科教授
専門委員	かたぎり ゆうせき 片桐 勇碩	愛知県弁護士会
	こうの よしのぶ 河野 義信	社団法人中部経済連合会 産業技術部長
	すぎさき りゅういち 杉崎 隆一	名古屋大学名誉教授
	なかすぎ おさみ 中杉 修身	元上智大学大学院地球環境学研究科教授

(敬称略、五十音順)

審議経過

日程	審議内容
第 1 回 平成 23 年 3 月 24 日（木）	・ 諮問の趣旨について ・ 制度と施行状況について ・ 主な課題とその論点について ・ 今後の進め方について
第 2 回 4 月 14 日（木）	・ 第 1 回部会での主な審議内容について ・ 見直しの考え方について
第 3 回 5 月 13 日（金）	・ 第 2 回部会での主な審議内容について ・ 中間とりまとめ（案）の作成
6 月 13 日（月） ～ 7 月 13 日（水）	中間とりまとめの公表及び市民意見の募集 （パブリックコメント）
第 4 回 8 月 3 日（水）	・ 中間とりまとめに対する市民意見及びその見解について ・ 部会報告（案）の作成

中間とりまとめに対するご意見と部会の考え方

【パブリックコメント実施結果】

- 実施期間 平成23年6月13日から7月13日まで
- 提出状況 意見提出者数 10名 意見数 37件
- 提出方法 電子メール 6名 ファックス 3名 郵送 1名

【お寄せいただいたご意見とこれに対する考え方】

1. はじめに

番号	ご意見の概要	部会の考え方
	なし	

2. 現状と課題

(1) 現状

ア 調査結果の報告

番号	ご意見の概要	部会の考え方
1	汚染判明事例のうち、調査契機が法に基づくものはわずかであるが、これは法規定の不備ではないか。	平成22年4月の法改正では、法に基づかない土壌汚染の発見の増加に対応するため、土壌汚染の状況を把握するための制度が拡充されました。

イ 対策

番号	ご意見の概要	部会の考え方
	なし	

ウ 情報の提供

番号	ご意見の概要	部会の考え方
	なし	

(2) 課題

ア 汚染状況に応じた合理的な対策の推進

番号	ご意見の概要	部会の考え方
2	形質変更時要届出区域で汚染拡散防止措置と同等の対策を行政指導したが、適切な対策がとられなかった場合とはどのようなものか、どの程度あったのか、明記すべきである。	ご意見を踏まえ、参考資料6の2(2)にウとして「形質変更時要届出区域において汚染拡散防止措置と同等の対策が自主的に実施されている割合」を追加しました。
3	土壌汚染対策法、愛知県生活環境保全条例、名古屋市環境保全条例の基本的な仕組みの違いをわかりやすく記載すべきである。 名古屋市環境保全条例は「特定有害物質等取扱事業者」を対象としており、ガソリンスタンドも当初から対象としている先進的な条例であることを説明すべきである。	ご意見を踏まえ、参考資料に「名古屋市域における土壌及び地下水の汚染に係る制度の概要について」を追加しました。 ガソリンスタンドについては、当初は「特定有害物質等取扱事業者」にあたらず、条例の対象外とされており、自主調査結果が報告されておりました。 しかし、「土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について」(平成22年3月5日付け環水大土発第100305002号環境省水・大気環境局長通知。以下「改正法施行通知」という。)において、特定有害物質によって汚染されているおそれがある土地の例として、ガソリンスタンド等の敷地である土地が挙げられたことから、平成22年4月の法改正にあわせ、市では運用を見直し、条例の対象としています。
4	土壌汚染対策法の不備を改正するよう、国に強く要請する方針を明記すべきである。	平成22年4月の法改正では、合理的な対策を推進するため、規制対象区域の分類等により講ずべき措置の内容が明確化されました。
5	自然的原因や埋立て用材料、将来的にも地下水の飲用が見込めない土地での基準不適合の内訳を示すべきである。事例が曖昧で、推定しかできないのか。	ご推察のとおり、明確な件数は把握しておりません。市域の地質的特徴に関する情報を収集・整理する必要があると考えます。

番号	ご意見の概要	部会の考え方
6	「土壌汚染対策法の施行について」（平成15年2月4日付け環水土第20号環境省環境管理局水環境部長通知）で、「法における「土壌汚染」とは、人の活動に伴って生ずる土壌の汚染に限定されるものであり、自然的原因により有害物質が含まれる土壌については、本法の対象とはならない。」と限定されていることを記載すべきである。 ただし、自然的原因による含有量の上限値の目安が示されていることも記載すべきである。	改正法施行通知では、汚染土壌の搬出及び運搬並びに処理に関する規制が創設されたこと並びにかかる規制を及ぼす上で、健康被害の防止の観点からは自然由来の有害物質が含まれる汚染された土壌をそれ以外の汚染された土壌と区別する理由がないことから、自然由来の有害物質が含まれて汚染された土壌を法の対象とする、としています。

イ 自主調査への対応

番号	ご意見の概要	部会の考え方
7	自主調査を行った者に対して、市条例で義務付けられた調査を行った場合と同等の対策を行政指導したが、適切な対策がとられず、健康被害につながる場合とはどのようなものか、どの程度あったのか、明記すべきである。	市に報告された事例については、適切な対策がとられており、健康被害につながった、もしくははつながるおそれがあった事例はないと承知しています。

ウ 搬出される汚染土壌の適正処理の確保

番号	ご意見の概要	部会の考え方
8	法規制対象外（市条例・自主）の汚染土壌の搬出で、法と同等の処理を行政指導したが、適正な処理がされない場合とはどのようなものか、どの程度あったのか、新たな場所において土壌・地下水汚染を発生させるおそれがあった事例を明記すべきである。	市に報告された事例については、適切な処理がとられていると承知しています。

エ 情報の収集・整理・保管・提供の推進

番号	ご意見の概要	部会の考え方
	なし	

3. 課題への対応

(1) 汚染状況に応じた合理的な対策の推進

ア 人の健康及び生活環境に係る被害の防止

番号	ご意見の概要	部会の考え方
9	「原則、土壌・地下水汚染が報告されたすべての土地に対し、対策を求める」ことを、市条例でどう位置づけるか示すべきである。 また、土壌汚染対策法の不備を修正するように国に要請することも追加すべきである。	条例制度化の作業の過程で検討され、明らかにされるものと考えます。 平成22年4月の法改正では、合理的な対策を推進するため、規制対象区域の分類等により講ずべき措置の内容が明確化されました。
10	「形質変更時要届出区域」に対策を求めるのは、土地所有者等に対して過度な負担を強いるものである。法規制と市条例規制の整合をとるべきである。	条例は、法で目的とする健康被害の防止に加え、生活環境の保全も目的としております。したがって、生活環境の保全の観点から、「形質変更時要届出区域」においても、対策が必要と考えます。

イ 必要な対策の明確化

番号	ご意見の概要	部会の考え方
11	自然的原因や埋立て用材料による汚染が存在する土地等では、「合理的な対策＝対策の手抜きを認める」とも理解できる。どんな由来であれ汚染された土壌は対策すべきである。 ただし、将来的にも地下水の飲用が見込めない土地など汚染地域特性に応じた合理的な対策については、検討の余地はあるが、具体的な案を提示すべきである。	自然由来や埋立て用材料由来の基準不適合土壌・地下水については、同質な状態で基準超過が広がっていることから、一定の区画のみを封じ込めたとしてもその効果の発現が期待できません。汚染の由来や地域特性に応じた、合理的な対策を求める必要があると考えます。ご意見を踏まえ、2(2)アに説明を追記しました。 合理的な対策の推進については、汚染が判明した土地を、人の健康及び生活環境に係る被害が生ずるおそれや汚染の由来等に応じた区域に分類し、必要な対策を明確化するなどが考えられます。具体案については、今後、市において検討されるものと考えます。

番号	ご意見の概要	部会の考え方
1 2	汚染原因（自然的原因、人為汚染）にかかわらず、汚染濃度、人への暴露強度等に応じた対策を講じるべきである。	自然由来や埋立て用材料由来の基準不適合土壌・地下水については、同質な状態で基準超過が広がっていることから、一定の区画のみを封じ込めたとしてもその効果の発現が期待できません。汚染の由来や地域特性に応じた、合理的な対策を求める必要があると考えます。
1 3	合理的な対策の内容について、情報開示されたい。	汚染が判明した土地を、人の健康及び生活環境に係る被害が生ずるおそれや汚染の由来等に応じた区域に分類し、必要な対策を明確化するなどが考えられます。具体案については、今後、市において検討されるものと考えます。
1 4	適時適切な情報の提供の考えも取り入れ、どのような措置が必要なのか客観的にわかるような仕組みを導入すべきである。	
1 5	公共用水域に近接する場合でも、周辺に飲用井戸がなく、地下水下流側敷地境界に設置した観測井戸において、地下水基準値の10倍を超えない場合は、敷地境界におけるモニタリング管理を対策の手法として位置づければよいと考える。 ただし、原液が残っているような汚染源に対しては、何らかの措置を講じる必要がある。	ご指摘を踏まえ、今後、市において検討されるものと考えます。
1 6	バリア井戸対策により揚水した地下水を放流・排出する場合には、排除基準・排水基準に適合させて放流することを明記すべきである。	
1 7	原位置浄化において対策範囲の地下に注入等する水は、特定地下浸透水には該当しないため、必ずしも地下水基準値に適合させる必要がないことを明記すべきである。 また、バリア対策で揚水した地下水について、地下水基準程度まで浄化した場合には地下に還元することができるようすべきである。	

(2) 自主調査への対応

番号	ご意見の概要	部会の考え方
18	自主調査の土壌・地下水汚染判明件数は減少傾向にあり、経済的理由により土地改変そのものを控えているとも考えられるが、土壌調査を行って基準超過を把握しておきながら、市に報告していない例も疑われる。現行の「土壌汚染等の報告に係る公表等に関する指針」では、自主調査で汚染が判明した場合に市長が報告を指導するとしているが、調査を行った者（調査の発注者）が市に報告するよう条例上に義務として規定すべきである。	ご指摘のとおり、汚染判明時の対応について部会報告としてとりまとめています。
19	自主調査でも汚染が判明した場合は市への報告を義務付け、市条例に基づく対応を求める制度は、基本的に賛成である。 ただし、汚染状況に応じた合理的な対策が明示されることで、過剰な対策（掘削除去）の実施を抑制する効果が期待されるという点については危惧を感じる。土壌汚染等対策指針で定めている汚染拡散防止措置を改悪することのないようにされたい。	過剰な対策は必要がないと考えますが、有害物質による人への健康リスクは、自主調査であっても同じであることから、健康被害の防止や生活環境の保全の観点から、必要な措置が講じられる必要があると考えます。
20	自主調査であっても、市へ報告するのは履歴等調査の結果、過去に有害物質を取り扱っていた場合や地下水汚染が確認された場合に限定すべきである。	有害物質の取扱履歴等が確認されなかった場合であっても、基準に適合しない場合の有害物質による人への健康リスクは同じであることから、健康被害を防止するため、市民への情報提供等が担保されるよう市へ報告する必要があると考えます。
21	対策前提となるため、自主調査が回避され、報告件数の著しい減少、知る権利の阻害にならないか懸念される。調査そのものが減少しないよう配慮されたい。	合理的な対策の推進により、対策に係る負担が軽減される場合があると考えます。
22	自主調査における自主のあり方について、どんな議論が行われたのか示されたい。	名古屋市公式ウェブサイトにて、審議内容（会議録）を公開しています。

(3) 搬出される汚染土壌の適正処理の確保

番号	ご意見の概要	部会の考え方
23	市条例に基づく調査や自主調査で判明した汚染土壌が搬出される場合についても、法に準じた規制（運搬、保管、処分に関する基準や管理票による確認の制度）を設けるのは、当然のことと考える。積極的に企業の了解を得る努力をされたい。	ご指摘のとおりと考えます。

(4) 情報の収集・整理・保管・提供の推進

ア 適時適切な情報の提供

番号	ご意見の概要	部会の考え方
24	低濃度汚染の場合、汚染原因が分からない場合が多く、汚染原因者でないにも関わらず報道公表されるのは報告者にとって心理的な負担となる。土壌調査結果の市への報告を促すため、市政記者クラブを通じた報道公表は高濃度汚染事例等に限ることとし、報告者の負担を軽減することを検討されたい。 ただし、台帳の作成については、すべての事例を網羅することが望ましい。	汚染に対する市民の安心・安全を確保するため、汚染の報告がされた事例については、すべて公開する必要があると考えます。 なお、公表方法については、市において検討されるものと考えます。
25	汚染の報告から対策が完了するまでの状況や経過がわかるよう、大気汚染防止法に基づく解体・改修工事の届出情報（アスベスト）のような、市ホームページでの情報提供の活用を検討されたい。	ご指摘のとおり、電子データを活用した適時適切な情報の提供が必要と考えます。
26	適時適切な情報の提供については、理念的に全くそのとおりであるが、具体的な手法を示して意見を求めるべきである。 市のホームページに掲載している、対象地別の基準超過物質と対策方法だけの台帳では、汚染状況が理解できない。当初の濃度（基準と比べてどうなのか）、対策方法の具体的規模（掘削土量、搬出場所など）、最新の濃度（どれくらい対策の効果があったか）ぐらいは追加すべきである。	台帳記載事項については、ご指摘のとおりと考えますが、具体的には市において検討されるものと考えます。

番号	ご意見の概要	部会の考え方
27	地下水環境基準項目が追加されたが、市内でもいろいろと問題のあったトリクロロエチレン等の時間的変化で生成される塩化ビニルモノマーなどについて、該当汚染井戸を調査し、公表すべきである。	地下水常時監視など、必要な調査については、市が適切に対応する必要があると考えます。
28	汚染の状況・対策の内容などの情報を、一般市民にわかりやすく提供されたい。	ご指摘のとおりと考えます。 なお、情報提供の媒体については、市において検討されるものと考えます。
29	「広報なごや」等でわかりやすく情報提供されたい。	

イ 市域の地質的特徴に関する情報の収集・整理

番号	ご意見の概要	部会の考え方
30	井戸の分布や飲用の有無についても併せて情報を収集・整理し、地下水の利用実態を踏まえた合理的な対策を示していく必要がある。	ご意見を踏まえ、3（4）イに「井戸の分布や地下水の飲用の有無に関する情報」を追記しました。
31	市域の地質的特徴に関する情報についても、積極的に開示・提供していくべきである。	市域の地質的特徴に関する情報については、まず収集・整理する必要があると考えます。

(5) その他

番号	ご意見の概要	部会の考え方
3 2	法との整合性をどのように整理したのか示されたい。	条例制度化の作業の過程で検討され、明らかにされるものと考えます。
3 3	届出手続きについても、市民にわかりやすい情報提供に役立つような仕組みを導入されたい。	ご指摘のとおりと考えます。
3 4	市条例における報告・届出のあり方を検証し、法や県条例の制度と重複のないよう、整合を図るべきである。	
3 5	汚染土壌の処理施設の稼働に伴う騒音・振動や悪臭の発生、排ガスや排水によって周辺の生活環境保全に支障が生じる可能性がある。汚染土壌処理施設の設置許可申請にあたり、生活環境影響調査を行うよう、市条例に規定すべきである。	ご指摘のとおりと考えます。また、県条例と整合を図る必要もあると考えますので、3 (5) に追記しました。

全 般

番号	ご意見の概要	部会の考え方
3 6	土壌・地下水汚染は市民の健康に関わる問題であり、確実に処理されるシステムが必要であると考え。モニタリングなど継続してやってもらえたらよいと考える。	ご指摘のとおりと考えます。 健康被害の防止や生活環境の保全の観点から、必要な措置が講じられる必要があると考えます。
3 7	将来的には、放射性物質も検査項目に入れざるを得ないと考え。	現行法では、放射性物質は特定有害物質（規制対象物質）から除かれておりますので、今回のパブリックコメントの対象外となります。

名古屋市域における土壌及び地下水の汚染に係る制度の概要について

土 壌 汚 染 対 策 法

調査・結果の報告

- ①有害物質使用特定施設の使用の廃止時
- ②3000m²以上の土地の形質変更の届出の際に、
土壌汚染のおそれがあると市長が認めるとき
- ③土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると
市長が認めるとき

【自主調査】

法以外の調査で汚染が判明したとき

指定基準を超過した場合

任意の申請

区域の指定

健康被害のおそれあり

健康被害のおそれなし

要措置区域

- ①汚染の除去等の措置を市長が指示
- ②土地の形質変更の原則禁止

摂取経路の遮断

形質変更時要届出区域

- ①汚染の除去等の措置は不要
- ②土地の形質変更時に計画の届出が必要

汚染の除去

汚染の除去

指定の解除

措
置

要措置区域・形質変更時要届出区域内の土壌

- ①搬出の規制（計画の届出、運搬基準、処理の委託）
- ②汚染土壌に係る管理票の交付及び保存

汚染土壌の処理業の許可制度

汚染土壌の搬出

名古屋市環境保全条例

- ①特定有害物質等取扱事業者が敷地内に
土壌・地下水汚染のおそれがあると判断したとき
- ②特定有害物質等取扱事業者が敷地内で
500m² 以上の土地の改変をしようとするとき
- ③3000m² 以上の土地改変の履歴調査結果報告の際に
有害物質の取扱履歴が確認されたとき

土壌汚染等処理基準を超過した場合

汚染が判明したすべての土地

- ①汚染拡散防止計画書の届出
- ②汚染の拡散を防止するための措置
- ③汚染拡散防止措置完了の届出

愛知県生活環境保全条例

【自主調査】

法、条例以外の調査で
土壌・地下水汚染が判明したとき

報告の努力義務

自主調査で汚染が判明した土地

市長は必要な助言

自主調査で汚染が判明した土地

市長は必要な助言

汚染土壌処理業の許可の申請に
係る生活環境影響調査の実施等

1 土壌及び地下水汚染の調査・結果の報告について

(1) 現行制度

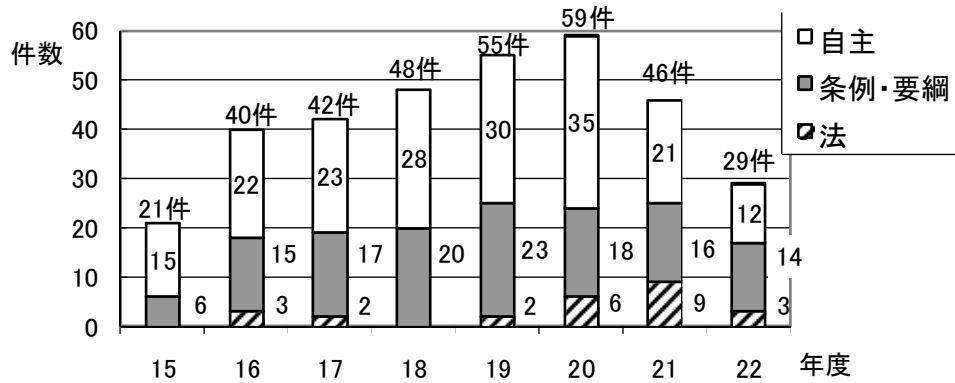
	土壌汚染対策法	名古屋市環境保全条例	愛知県生活環境保全条例 ^{※1}
調査契機	①有害物質使用特定施設を廃止したとき（第3条） ②3000m ² 以上の土地の形質の変更を行う旨の届出 ⇒市長が「土壌汚染のおそれがある」と判断し、調査を命じたとき（第4条） ③市長が「土壌汚染による健康被害のおそれがある」と判断し、調査を命じたとき（第5条）	①特定有害物質等取扱事業者が敷地内に土壌・地下水汚染のおそれがあると判断したとき（第54条） ②特定有害物質等取扱事業者が敷地内で500m ² 以上の土地の改変をしようとするとき（第55条） ③3000m ² 以上の土地の改変の際に履歴調査結果の報告 ⇒有害物質の取扱履歴が確認されたとき（第57条）	①特定有害物質等取扱事業所（限定あり ^{※2} ）を廃止しようとするとき（第39条） ②特定有害物質等取扱事業所において、土壌・地下水汚染のおそれがあると知事が認めるとき（第39条） ③3000m ² 以上の土地の形質の変更の際に履歴調査結果の報告 ⇒有害物質の取扱履歴が確認されたとき（第39条の2）
報告義務者	①～③ 土地の所有者、管理者又は占有者（土地所有者等）	①、② 特定有害物質等取扱事業者 ③土地改変を行おうとする者	①、② 特定有害物質等取扱事業者 ③土地所有者等
調査の猶予	①引き続き工場として利用するなど、予定されている土地の利用方法から健康被害が生ずるおそれがない場合（第3条）	②土地改変の範囲が3000m ² 未満で引き続き特定有害物質等取扱事業者の敷地として利用される場合（履歴調査結果の報告は必要）（対策指針第2の12）	なし
調査の省略	調査の全部又は一部を省略した場合には、汚染がある土地とみなす（規則第11、13、14条）	不可	不可
自主調査の取扱い	法以外の調査で土壌汚染が判明した場合、 <u>土地の所有者等は区域指定の申請をすることができる</u> （第14条）	法、条例以外の調査で土壌・地下水汚染が判明した場合、 <u>市長は調査を行った者に結果報告を指導</u> （公表指針）	法、条例以外の調査で土壌・地下水汚染が判明した場合、 <u>調査を行った者は結果報告の努力義務</u> （第45条）

※1 愛知県生活環境保全条例の規定は、「自主調査結果の取扱い」のみ適用される

※2 特定施設（有害物質使用特定施設を除く）を設置している事業所及びガソリンスタンド等

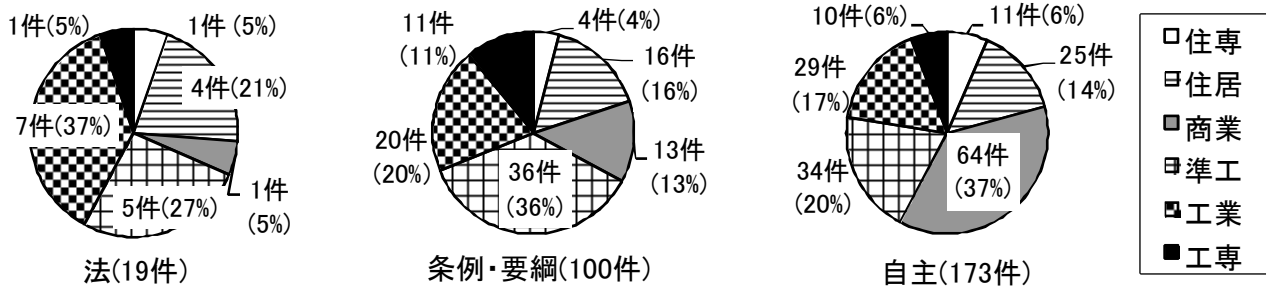
(2) 施行状況（平成15年4月～平成23年3月末現在）

ア 土壌・地下水汚染が判明した事例の件数

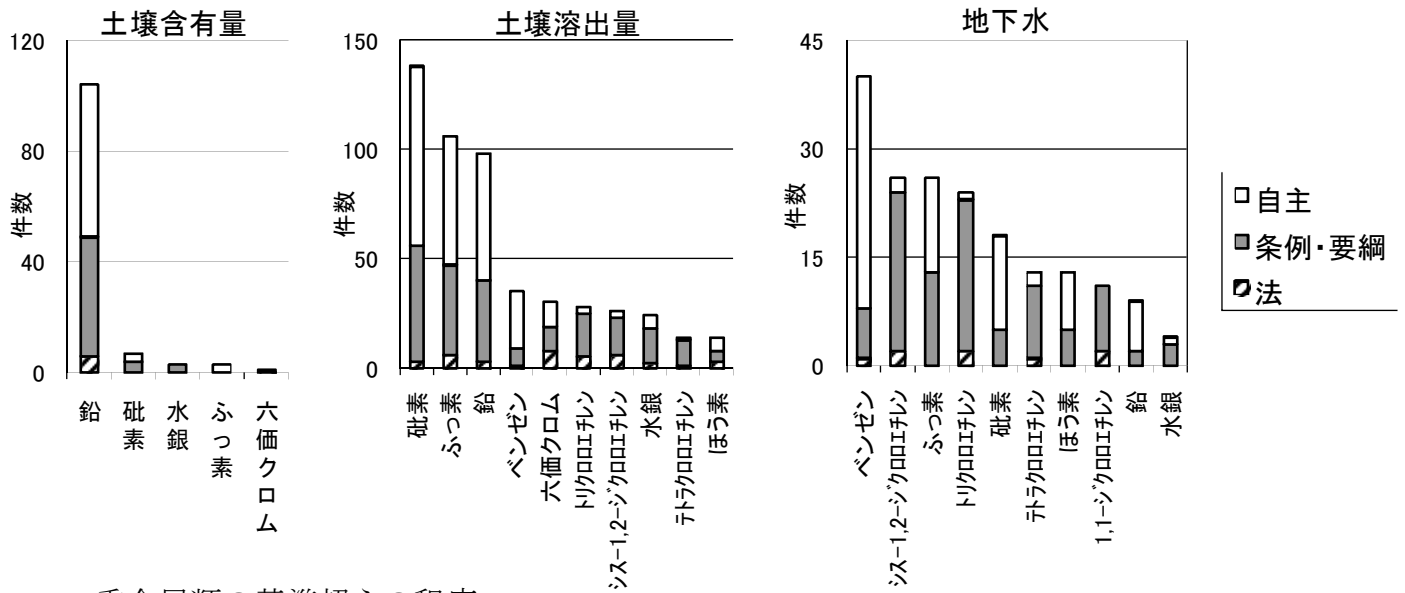


	累計件数(内訳)
自主	186件(55%)
条例・要綱	129件(38%)
法	25件(7%)
合計	340件

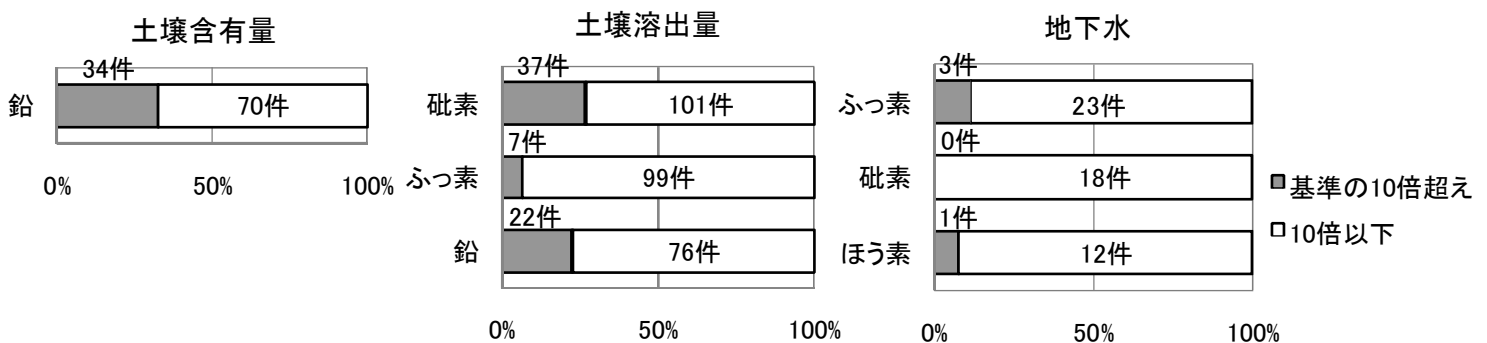
イ 土壌・地下水汚染が判明した事例の用途地域



ウ 土壌・地下水汚染が判明した事例の特定有害物質



エ 重金属類の基準超えの程度



2 土壌及び地下水汚染に対する措置について

(1) 現行制度

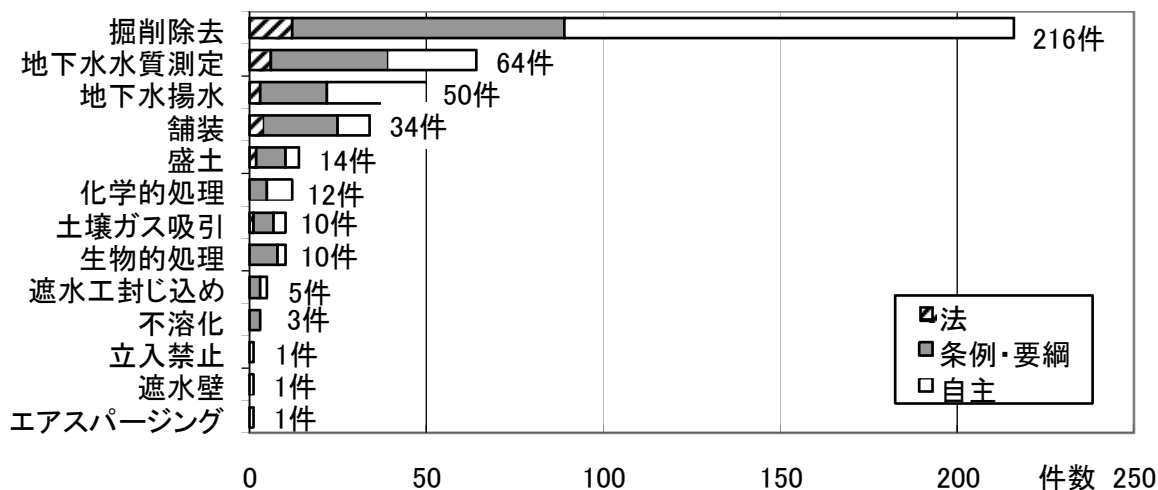
	土壌汚染対策法	名古屋市環境保全条例	愛知県生活環境保全条例※ ¹
必要な措置等	①要措置区域 ⇒健康被害のおそれがある区域として市長が指定（第 6 条） ⇒土地の形質の変更は原則禁止（第 9 条） ⇒摂取経路の遮断を原則とした措置を市長が指示（第 7 条） ②形質変更時要届出区域 ⇒健康被害のおそれがない区域として市長が指定（第 11 条） ⇒土地の形質の変更を行おうとする場合、着手の 14 日前までに市長に届出（第 12 条） ⇒ <u>汚染の除去等の措置は不要</u>	○ <u>条例の調査で汚染が判明したすべての土地に対して、</u> 汚染の除去又は摂取経路の遮断を原則とした <u>措置の実施義務</u> （第 59 条） ⇒汚染拡散防止計画書を市長に届出（第 58 条） ⇒汚染拡散防止措置完了の旨を市長に届出（第 59 条）	○ <u>条例の調査で汚染が判明したすべての土地に対して、</u> ① <u>応急措置※²の実施義務</u> ⇒措置内容を知事に届出（第 40 条） ②汚染の拡散を確実に防止するための <u>措置の実施義務</u> ⇒汚染拡散防止措置完了の旨を知事に届出（第 40 条）
		法区域への措置の上乗せ	
		○法の調査が実施された土地は適用除外（第 61 条） ⇒ <u>なし</u>	① <u>応急措置</u> ⇒ <u>要措置区域、形質変更時要届出区域いずれも実施義務</u> （第 40 条） ② <u>汚染拡散防止措置</u> ⇒ <u>形質変更時要届出区域に実施義務</u> （第 40 条）
措置の実施者	①土地所有者等	○調査結果を報告した者	○調査結果を報告した者
措置の軽減等	○自然的原因のみによる土壌汚染で、上水道の敷設等がされている場合には形質変更時要届出区域に指定	周辺で飲用井戸はないが、 ①溶出量基準不適合の場合 ⇒モニタリング回数の低減可（対策指針別表 3） ②地下水基準不適合の場合 ⇒当面の措置として基準の 10 倍以下となるような浄化対策可（対策指針第 5 の 3）	○次の場合には措置は不要（対策指針第 5 の 3） ・自然的要因による汚染又はもらい汚染 ・重金属類（シアン除く）が溶出量基準のみ適合せず、最高値が基準の 3 倍以下で、汚染土壌が地下水面から 2m 以上離れている場合
自主調査の取扱い	○任意の申請により、 <u>要措置区域又は形質変更時要届出区域としての規制を受ける</u>	<u>なし</u>	○市長は、土地所有者等に対し、 <u>必要な助言</u> を行うことができる（第 45 条）

※¹ 愛知県生活環境保全条例の規定は、「自主調査の取扱い」のみ適用される

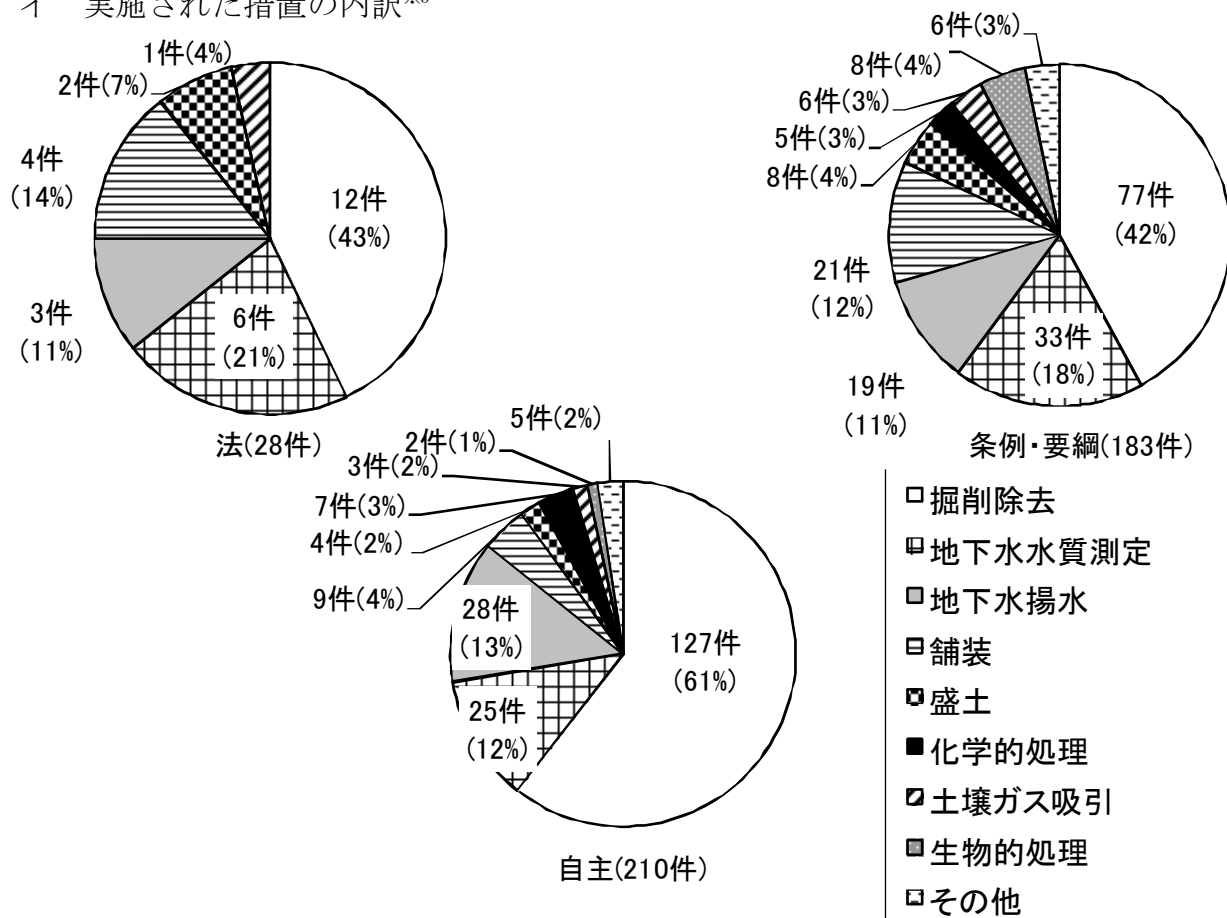
※² 溶出量基準・地下水基準超過…不透水シートによる雨水の遮断、周辺飲用井戸所有者への周知等
 含有量基準超過…シート等による被覆、防風ネットの設置、立入禁止柵の設置等

(2) 施行状況（平成15年4月～平成23年3月末現在）

ア 実施された措置の累計^{※3}



イ 実施された措置の内訳^{※3}



ウ 形質変更時要届出区域^{※4}において汚染拡散防止措置と同等の対策が自主的に実施されている割合（平成23年3月末時点）

	事例の件数
形質変更時要届出区域	12 件
うち、汚染拡散防止措置と同等の対策を実施	9 件 (75%)

※3 土壌・地下水汚染が判明した事例1件につき、複数の措置が講じられている場合は措置の種類ごとに計上

※4 法に基づき、健康被害のおそれがない区域として指定され、汚染の除去等の措置は不要な土地

3 汚染土壤の搬出について

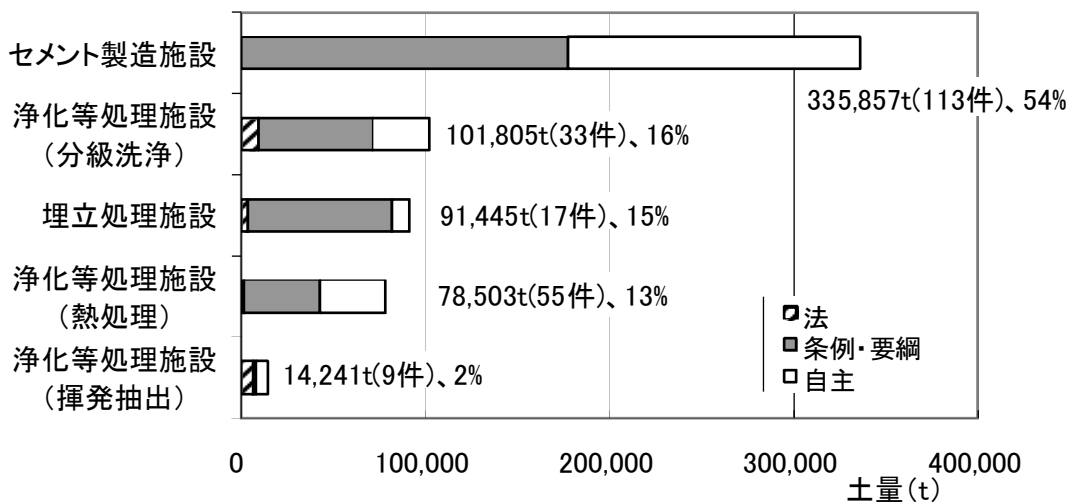
(1) 現行制度

	土壤汚染対策法	名古屋市環境保全条例	愛知県生活環境保全条例※
運搬・処理	①要措置区域又は形質変更時要届出区域内の土地の土壤を区域外へ搬出しようとする者は、搬出に着手する 14 日前までに市長へ届出（第 16 条） ②汚染土壤の運搬の際には、飛散防止措置、運搬車両の表示等の運搬基準の遵守（第 17 条） ③汚染土壤を区域外へ搬出しようとする者は、当該汚染土壤の処理を汚染土壤処理業者に委託（第 18 条） ④管理票の交付・保存義務等（第 20 条）	①汚染拡散防止措置として掘削した基準不適合土壤を汚染拡散防止区域外へ搬出する場合、<u>法第 4 章「汚染土壤の搬出等に関する規制（法第 16 条～第 28 条）」の規定に準じ適切に取り扱うこと</u>（対策指針別表 3） ②上記以外で特定有害物質取扱事業者の敷地から搬出される土壤は、土壤の分析または土地の汚染状態の確認を行い、基準不適合土壤については、<u>法第 4 章の規定に準じ適切に取り扱うことが望ましい</u>（対策指針第 7） ⇒<u>条例の調査を実施した土地には法の規制はかからないため、搬出に係る義務規定はない</u>	○基準不適合土壤を拡散防止措置区域外へ搬出する場合には、法第 18 条（汚染土壤処理業者への処理の委託）及び第 20 条（管理票の交付・保存）の規定に準じ、搬出する基準不適合土壤が適正に運搬及び処理をされるように努めるものとする（対策指針第 5 の 3） ⇒<u>条例の調査を実施した土地には法の規制はかからないため、搬出に係る義務規定はない</u>
処理施設	①汚染土壤の処理を業として行おうとする者は、汚染土壤処理施設ごとに市長の許可を受けなければならない（第 22 条） ②汚染土壤処理業者は、汚染土壤の処理に関する基準に従い、汚染土壤の処理を行わなければならない（第 22 条）	なし	○<u>法に基づく汚染土壤処理業の許可を申請しようとする者は、生活環境影響調査を行わなければならない（第 45 条の 2）</u>
自主調査の取扱い	○任意の申請により、 <u>要措置区域又は形質変更時要届出区域としての規制</u> を受ける	なし	○市長は、土地所有者等に対し、 <u>必要な助言</u> を行うことができる（第 45 条）

※愛知県生活環境保全条例の規定は、「処理施設」、「自主調査の取扱い」のみ適用される

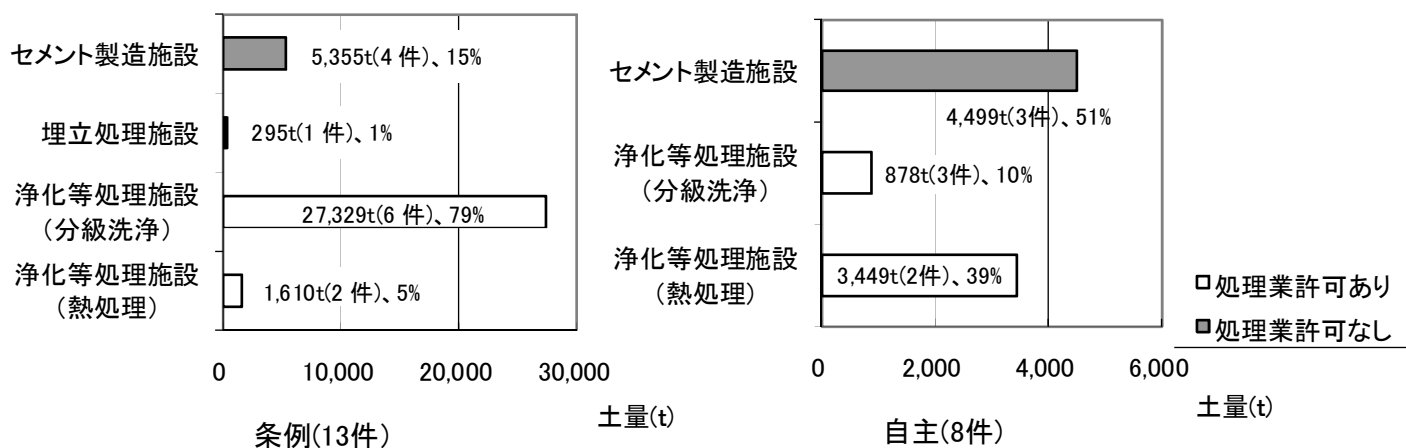
(2) 施行状況

ア 搬出された汚染土壌の処理（平成 15 年 4 月～平成 23 年 3 月末現在）



	累計土量(内訳)
条例・要綱	360,410t(58%)
自主	240,739t(39%)
法	20,702t(3%)
合計	621,851t

イ 汚染土壌処理業の許可制度導入（改正土壌汚染対策法施行）以後に搬出された法対象外の汚染土壌の処理（平成 22 年 4 月～平成 23 年 3 月末現在）



4 情報の提供について

(1) 現行制度

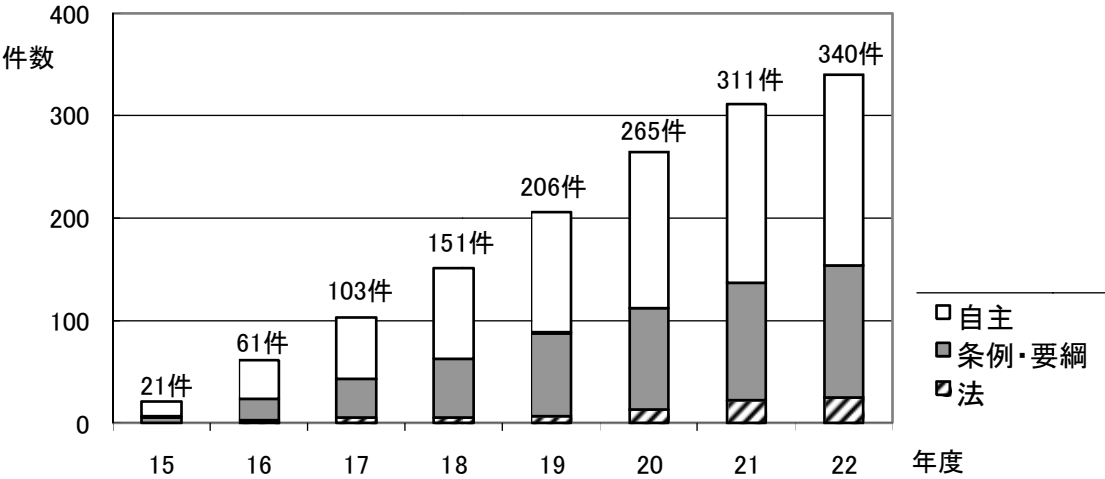
土壌及び地下水の汚染が判明した場合に、周辺の地域住民へ無用な不安や不信感を与えないよう、本市では「土壌汚染等の報告に係る公表等に関する指針」において、より早く、正確で分かりやすい情報の提供等について規定している。

土壌汚染対策法	名古屋市環境保全条例 及び公表指針	愛知県生活環境保全条例 及び公表基準※
①市長は、区域の<u>指定及び解除</u>をするときは、その旨を<u>公示</u>（第6、11条） ②区域の<u>台帳を調整、保管し、閲覧に供する</u>（第15条） ③市域内の土地について、土壌の汚染状況に関する情報を<u>収集し、整理し、保存し、及び適切に提供</u>するよう努めるものとする（第61条）	①土壌及び地下水汚染の報告があった場合 ・市長は、市政記者クラブを通じた<u>報道公表</u>及び市のホームページを用いた<u>インターネット上の公表</u>（公表指針第3） ②土壌及び地下水汚染の報告があった事項について<u>台帳を作成、閲覧に供する</u>とともに、<u>市のホームページに掲載</u>（公表指針第3） ③土壌及び地下水汚染の報告をする者に対し、自らの公表を促すとともに、周辺地域への周知等を行うよう指導（公表指針第5）	①条例に基づく調査により、土壌及び地下水汚染の報告があった場合で、人の健康又は生活環境に係る被害を防止するために必要があると認められるとき、県は汚染の状況等を<u>公表</u>（第42条） ②特定有害物質等取扱事業所からの自主報告や自主調査結果の報告により汚染が判明した場合、速やかに<u>公表</u>（公表基準第2、3）

※愛知県生活環境保全条例及び公表基準の規定は、適用されない

(2) 施行状況（平成 15 年 4 月～平成 23 年 3 月末現在）

ア 本市に報告された土壌・地下水汚染の累計件数



イ 市のホームページに掲載している台帳（平成 23 年 2 月末現在、昭和区の例）

名古屋土壌汚染等報告状況（その11）

(平成23年2月28日現在)

番号	報告対象地名 ^{注1}	所在地			報告日 ^{注2}	基準超過の汚染物質		対策の方法 ^{注3}	
		区	町名	番地等		基準の種類	汚染物質		
昭和-1	石塚硝子株式会社旧本社敷地	昭和区	高辻町	11番15号	H19.2.6	土壌溶出量	トリクロロエチレン	舗装掘削除去 地下水水質測定	
							鉛及びその化合物		
							砒素及びその化合物		
							ふっ素及びその化合物		
						土壌含有量	鉛及びその化合物		
地下水	ふっ素及びその化合物								
昭和-2	(仮称)ライオンズ桜山新築工事	昭和区	藤成通	4-7	H19.7.3	土壌溶出量	砒素及びその化合物	掘削除去	
昭和-3	名古屋大学医学部附属病院	昭和区	鶴舞町	65番地	H19.8.30	土壌溶出量	テトラクロロエチレン	掘削除去 地下水水質測定	
							六価クロム化合物		
							水銀及びその化合物		
							鉛及びその化合物		
							砒素及びその化合物		
						ふっ素及びその化合物			
土壌含有量	鉛及びその化合物								
昭和-4	株式会社山田製作所跡地	昭和区	白金二丁目	5番16号	H20.11.28	土壌溶出量	鉛及びその化合物	掘削除去	
						土壌含有量	鉛及びその化合物		
昭和-5	昭和区広見町雑居ビル	昭和区	広見町地内		H20.10.14	地下水	テトラクロロエチレン		
昭和-6	株式会社モデル社 本社事業所	昭和区	広見町	2-22	H21.7.2	地下水	土壌溶出量	テトラクロロエチレン	地下水揚水 生物的処理 地下水水質測定
							テトラクロロエチレン		
							トリクロロエチレン		
							シス-1,2-ジクロロエチレン		
							1,1-ジクロロエチレン		

注1 土壌汚染等の報告に係る土地の名称を示す。土地全てを対象としない場合がある。

注2 土壌汚染等調査結果が最初に報告された年月日を示す。

注3 対象地で行われた、又は、行われている汚染の除去等の措置の方法を示す(計画の報告があったものを含む)。

用語説明

とくていゆうがいぶっしつ

【 特定有害物質 】

土壤汚染を構成する物質のうち、人の健康被害を生ずるおそれがあるものとして、土壤汚染対策法施行令で定められた鉛、砒素、トリクロロエチレン等の25物質で、土壤汚染対策法施行規則において「第一種特定有害物質（揮発性有機化合物）」「第二種特定有害物質（重金属等）」「第三種特定有害物質（農薬等）」の3種類に分類されている。

どじょうがんゆうりょうきじゅん

【 土壤含有量基準 】

有害物質を含む土壤を直接摂取するのを防止する観点から、土壤に含まれる第二種特定有害物質（重金属等）の量を種類ごとに定めた基準

どじょうようしゅつりょうきじゅん

【 土壤溶出量基準 】

土壤中の有害物質が地下水に溶出し、当該地下水を飲用することにより、土壤に含まれる有害物質を体内に取り込むのを防止する観点から、土壤に10倍量の水を加えて十分に振り混ぜた場合に溶出してくる特定有害物質の量を種類ごとに定めた基準

じしゅちょうさ

【 自主調査 】

土地の売買や資産評価等に伴い実施される、法や市条例に基づかない自主的な土壤・地下水汚染調査

けんこう

【 健康リスク 】

化学物質が人の健康に悪い影響を及ぼすおそれのことをいう。土壤汚染による健康リスクについては、土壤の汚染物質の有害性の程度と、汚染物質をどれだけ体内に取り込んだか(摂取量)という2つの要素から決まるものと考えられており、概念的には次のように表される。

$$\text{土壤汚染による健康リスク} = \text{土壤中の汚染物質の有害性} \times \text{土壤中の汚染物質の摂取量}$$

かんりひょう

【 管理票 】

汚染土壤がきちんと運搬され処理されたかどうかを管理するため、土壤汚染対策法では、汚染土壤を搬出、運搬、処理する際に、管理票を使用することを定めている。管理票は、運搬するときや処理するときなどに、期限内に関係者に交付し、又は回付する義務などがある。

しぜんゆらいとくれいき

【 自然由来特例区域 】

形質変更時要届出区域であって土壌の第二種特定有害物質（シアン化合物を除く）による汚染状態が専ら自然的条件からみて土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しない土地

うめたてちとくれいき

【 埋立地特例区域 】

形質変更時要届出区域であって昭和 52 年 3 月 15 日以降に公有水面埋立法による埋立て又は干拓の事業により造成された土地（廃棄物が埋め立てられている場所を除く）であり、かつ、専ら埋立て用材料により当該区域内の土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しない土地

うめたてちかんりいき

【 埋立地管理区域 】

1. 形質変更時要届出区域であって公有水面埋立法による埋立て又は干拓の事業により造成された土地であり、かつ、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する工業専用地域内にある土地
2. 形質変更時要届出区域であって公有水面埋立法による埋立て又は干拓の事業により造成された土地であり、かつ、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する工業専用地域内にある土地と同等以上に将来にわたって地下水が飲用に供されない可能性が高いと認められる土地

おせんどじょうしりぎょう

【 汚染土壌処理業 】

都道府県知事等から許可を受けて汚染土壌の処理を行う事業のこと。許可を受けるには、施設と申請者の能力が基準を満たしていることが必要であり、また、汚染土壌処理業者は、汚染土壌の処理に当たって処理の基準を遵守する義務がある。

せいかつかんきょうえいきょうちようさ

【 生活環境影響調査 】

施設を設置する計画段階で、その施設が周辺地域の生活環境に及ぼす影響をあらかじめ調査し、その結果に基づき、地域ごとの生活環境に配慮したきめ細かな対策を検討した上で施設の計画を作り上げていこうとするもの。